

「地域課題解決プロボノ活用」企画・運営業務提案(プロポーザル)募集要領

1 業務の名称

「地域課題解決プロボノ活用」企画・運営業務

2 業務目的

地域課題解決のため、個人や企業による地域活動や社会貢献活動への参画を後押しするとともに、市民のノウハウやスキルを地域団体・市民活動団体の支援につなげる仕組みを構築し、多様な主体による協働を進めることを目的とする。

3 業務内容 ※詳細は仕様書を参照のこと

受注者は、上記目的に資するため、以下の業務を行う。

- (1) プロボノ活用プロジェクトの企画提案及び運営
- (2) プロボノ支援者の募集・マッチング
- (3) プロボノ支援者と受援団体の伴走支援
- (4) 事業全体の広報
- (5) 地域課題解決の取り組みにおけるプロボノの導入効果、課題の検証・分析

【特記事項】

原則として、本事業におけるプロボノ活用プロジェクトは「参加者が集まって対面で行うこと」を基本とします。ただし、プロボノ活用プロジェクトの進捗状況やプロボノ支援者と受援団体の実情に合わせて、オンラインミーティング等の代替手段を取ることも可能とします。

オンラインを伴うプロボノ活用プロジェクトを提案・想定する場合は、その具体的手法について提案してください。

4 提案上限額

1,000,000円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

5 募集スケジュール

令和3年3月26日（金）	公募開始
令和3年3月30日（火）	質問票の提出期限
令和3年4月21日（水）	企画提案書の提出期限
令和3年4月26日（月）まで	提案審査会からの質問通知
令和3年4月27日（火）まで	提案審査会への回答
令和3年4月28日（水）（予定）	結果通知
令和3年5月下旬（予定）	個人情報保護に関する外部委託業務審査会
令和3年5月下旬（予定）	個人情報保護に関する外部委託業務審査会 結果を受け、契約締結・事業開始

6 応募資格

応募の資格者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 委託業務を的確に遂行できる能力を有する者であること。
- (2) 業務遂行にあたり、必要な人員体制が整っていることまたは人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- (3) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当するものでないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人でないこと。
- (6) 受付期限内に、仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (7) 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っている法人でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人でないこと。

7 契約条件

- (1) 契約形態
業務委託契約
- (2) 契約期間
契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。
- (3) 委託料の支払条件
業務完了検査後、完了払いとする。
- (4) その他
 - ① 契約額は、企画提案者が提出する見積書の額を基本に、必要に応じて提案内容等を発注者と協議した上で決定する。なお、委託料は、提案事業の遂行に必要な経費とし、業務内容からその妥当性が認められる範囲内とする。
 - ② 協議が整った後に、改めて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。

8 応募にあたっての質問及び回答

- (1) 受付期間 令和 3 年 3 月 30 日（火）17 時まで
- (2) 受付方法 質問事項等を質問票（様式第 1 号）に記入の上、電子メールで提出する。
- (3) 提出先 仙台市市民局市民協働推進課事業推進係
電子メール：sim004100@city.sendai.jp
- (4) 回答 質問者に対し、3 月 31 日（水）17 時までに、質問票に記載されたメールアドレスあてに回答するとともに市ホームページに回答を掲載する。

9 企画提案書の提出

下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和3年4月21日（水）17時まで

(2) 提出方法

持参もしくは郵送

(3) 提出書類

① 企画提案書 8部（正1部、写し7部）

様式は任意とするが（4）に掲げる構成に従い、A4版横、片面印刷、表紙を除き15ページ以内、文字のサイズは11ポイント以上とし、必要に応じて図・フロー図などを用いるなどして、わかりやすく記載すること。

② 経費見積書 8部（正1部、写し7部）

業務内容別に区分し、さらに実施する取り組みごとに金額を記載すること。

③ 参加申込書兼応募資格基準を満たす旨の誓約書（様式第2号）

④ 事業者概要説明書（様式第3号）

⑤ 役員名簿（様式第4号）

※仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されている事業者は提出不要とする。

⑥ 仙台市税の納税証明書

※仙台市外に本社または本店が属する場合は、本社または本店の属する市区町村が課する地方税の滞納がないことの証明も可とする。

⑦ 法人税、消費税など国税の納税証明書

⑧ 履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）の写し等

※仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されている事業者は提出不要とする。

(4) 企画提案書の構成について

以下の①～④に示す構成とすること。

① 表紙

② 与件の整理

事業の趣旨、目的、内容の理解と課題の整理について記載すること

③ 実施体制

人数や各業務における担当者の役割など、事業の実施体制について記載すること。また、これまでに実施した類似事業の実績を記載すること。

④ 全体計画

以下の点に留意の上、事業の全体計画について記載すること

記載にあたっては、i)～v)について、必要に応じてフロー図等を用いて説明すること。

i) 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）

ii) 業務実施のスケジュール

iii) プロジェクトの伴走支援方法（実施の流れ、実施体制）

IV) プロボノ支援者の募集方法・計画

v) プロボノの導入効果の検証にかかる報告書作成方針（報告書の項目を説明）

(5) 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ① 上記 6 に示す応募資格要件を満たさない者または委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- ② 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ③ 上記 4 に示す提案上限額を超える提案
- ④ その他企画提案に関する条件に違反した提案

(6) その他

- ① 企画提案に係る費用は、提案者の負担とする
- ② 提出書類等は返却しない

10 提出先

〒980-8671 仙台市青葉区二日町 1-23 アーバンネット勾当台ビル 2 階
仙台市市民局市民協働推進課事業推進係 担当：遠藤（TEL：022-214-8002）

11 委託候補者の選定について

以下により委託候補者を 1 者選定する。

(1) 審査方法

提案書等の提出書類をもとに「地域課題解決プロボノ活用企画・運營業務受託者選定にかかる提案審査会」（以下、提案審査会という）において以下の審査基準による書類審査を行い、提案内容を審査する。

(2) 審査基準

以下の項目等について評価し、総合的な審査を行う。

- ①業務目的との合致（配点 10 点）
 - ・本事業の目的を十分に踏まえた提案がなされているか。
- ②事業遂行能力（配点 30 点）
 - ・本事業を実施するための実施体制が合理的なものとして具体的に示されているか。
 - ・本事業を遂行するための能力、ネットワークを有しているか。
- ③事業内容（配点 40 点）
 - ・提案内容が具体的かつ実現可能性があるか（実現の見込みがあるか）。
 - ・事業効果を高めるために、プロボノ支援者と受援団体のマッチングに係る創意工夫がなされているか。
 - ・地域課題の解決に向けて、プロボノ実践をサポートできる提案内容となっているか。
- ④事業スケジュールの妥当性（配点 10 点）
 - ・事業スケジュールが合理的なものとして具体的に示されているか。
- ⑤見積額の妥当性（配点 10 点）
 - ・提案内容と見積書の整合性が取れており、合理的なものか。

(3) 提案審査会からの質問項目の通知・回答について

書類審査の過程において、企画提案書の内容に対し、提案審査会から質問項目があった場合は電子メールにて、4月26日(月)17時までに通知する。質問項目に対し、企画提案参加者は、4月27日(火)17時まで仙台市市民局市民協働推進課事業推進係あてに電子メールで回答すること。

(4) 通知

最終的な審査結果は、すべての提案者に対して電子メールで通知するとともに、後日郵送で通知する。また、仙台市ホームページにも結果を掲載する。

(5) 次点者の取り扱い

委託候補者決定後、委託候補者の都合により辞退があった場合、次点の者を繰り上げて委託候補者とする。